

## リサイクル・リユース仕分け基準の作成に係るガイドライン素案

平成20年5月

## 1 製品性能に関するガイドライン素案

## (1) エアコンディショナー

項目	ガイドラインA素案 (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン)	ガイドラインB素案 (適正リユースの促進に資する ガイドライン)
年式	<p>製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、地域におけるリユース取引の状況に留意することが必要</p>	<p>製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>( )ただし、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<p>現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準(冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力4kW以下のもの:目標年度2004冷凍年度<sup>1</sup>、その他のもの:目標年度2007冷凍年度)達成率が約100%以上で、温暖化防止にも資する製品</p> <p>( )上記検討において、省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度が2004冷凍年度又は2007冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p>

<sup>1</sup>冷凍年度とは10月1日から9月30日までの期間。例えば2004冷凍年度は2003年10月1日から2004年9月30日までである。

<p>動作確認</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 通電検査</li> <li>➤ 検査の結果に応じた必要な修理</li> </ul> <p>リユース品取扱業者に引き渡す場合は、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、必ず通電検査と通電検査の結果に応じた必要な修理体制が整えられていることを確認</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 異臭確認</li> <li>➤ 異常音確認</li> <li>➤ 上記確認結果に応じた必要な修理</li> </ul>
<p>外観性能</p>	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上</li> <li>➤ 室内機が破損している</li> <li>➤ 室内機と室外機が揃っていない</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リモコンなど付属品が揃っている</li> <li>➤ 中古市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式</li> <li>➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている</li> </ul> <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

## (2) テレビジョン受信器

項目	ガイドラインA素案 (家電リサイクル法遵守に資するガイド ライン)	ガイドラインB素案 (適正リユースの促進に資するガイドラ イン)
年式	<p>製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、地域におけるリユース取引の状況に留意</p>	<p>製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>( )ただし、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<p>現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づくトップランナー基準(ブラウン管テレビ:目標年度2003年度)の達成率が約100%以上で、温暖化防止にも資する製品</p> <p>( )上記検討において、の省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度が2003年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p>
動作確認	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 通電検査</li> <li>➤ 検査の結果に応じた修理</li> </ul>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p>

	<p>リユース品取扱業者に引き渡す場合は、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、必ず通電検査と通電検査結果に応じた必要な修理体制が整えられていることを確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 異臭確認</li> <li>➤ 異常音確認</li> <li>➤ 輝度確認</li> <li>➤ コントラスト確認</li> <li>➤ 上記確認結果に応じた必要な修理</li> </ul>
<p>外観 性能</p>	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ブラウン管の破損</li> <li>➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ リモコン等付属品が揃っている</li> <li>➤ 中古市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式</li> </ul> <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> <p>アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により2011年には使用できなくなるについて説明</p>

( 3 ) 冷蔵庫・冷凍庫

項目	ガイドラインA素案 (家電リサイクル法遵守に資するガイド ライン)	ガイドラインB素案 (適正リユースの促進に資するガイドラ イン)
年式	<p>製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則</p> <p>ただし、地域におけるリユース取引の状況に留意することが必要</p>	<p>製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品(下記参照)については、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <p>( )ただし、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要。</p>
(温暖化防止・省エネ性能)		<p>温暖化防止の観点から、現在、目標年度を迎えている省エネ法に基づく、トップランナー基準(目標年度2004年度)の達成率が約100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品</p> <p>( )上記検討において、省エネトップランナー基準の目標年度が2004年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p> <p>オゾン破壊物質であり、かつ地球温暖化係数が非常に高いCFCが、世界的に2010年以降製造禁止となる(日本では1996年に製造中止)ことを踏まえ、冷媒・断熱材としてCFCを利用した製品のリユースの是非については、慎重に検討</p>

<p>動作確認</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 通電検査</li> <li>➢ 検査の結果に応じた修理</li> </ul> <p>リユース品取扱業者に引き渡す場合は、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、必ず通電検査と通電検査結果に応じた必要な修理体制が整えられていることを確認</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場合には、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 庫内温度確認</li> <li>➢ 異常音確認</li> <li>➢ 異臭確認</li> <li>➢ 上記確認結果に応じた必要な修理</li> </ul>
<p>外観性能</p>	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上</li> <li>➢ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損</li> <li>➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外見上の汚れが著しく少ない</li> <li>➢ 中古市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式</li> <li>➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている</li> </ul> <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>

( 4 ) 洗濯機 ( 衣類乾燥機を含む )

項目	ガイドラインA素案 ( 家電リサイクル法遵守に資するガイド ライン )	ガイドラインB素案 ( 適正リユースの促進に資するガイドラ イン )
年式	<p>製造から約 10 年を経過した製品につ いては、リサイクルのため製造業者等 への引渡しが原則</p> <p>ただし、地域におけるリユース取引の 状況に留意することが必要</p>	<p>製造から約 7 年以内の製品について は、トレーサビリティの確保を前提に、 リユース流通を検討</p> <p>( ) ただし、製造から 8 年以上経過した製 品であっても、適正なリユースがありう ることから、上記指標を満たさない場合 はリユースが禁じられていると誤解する ことにより、かえって適正なリユースの 促進が阻害されることがないように留意す ることが必要。</p>
動作確認	<p>リユース品として自ら再販売する場 合は、下記を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 通電検査</li> <li>➤ 検査の結果に応じた修理</li> </ul> <p>リユース品取扱業者に引き渡す場合 は、引渡後、当該使用済家電がリユース 販売されるまでの間に、必ず通電検査と 通電検査結果に応じた必要な修理体制 が整えられていることを確認</p>	<p>リユース品として自ら再販売する場 合には、通電検査に加え、下記項目に関 する動作検査を自ら実施。また、リユ ース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡 後、当該使用済家電がリユース販売され るまでの間に、通電検査に加え、下記項 目に関する動作検査が行われることを 確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 異常音確認</li> <li>➤ 洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブレー キテスト ( 運転中の開閉時に回転にブレー キがかかるか )</li> <li>➤ 1 工程の通しテスト ( 注水、洗濯、排水、 脱水が正常に行われるか )</li> <li>➤ 動作確認、検査・修理の上で、販売時に 製品保証を付与</li> <li>➤ 上記確認結果に応じた必要な修理</li> </ul>

<p>外観 性能</p>	<p>上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等へ引渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上</li> <li>➤ ふたが欠損している</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>	<p>上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、トレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 専用ホース等付属品が揃っている</li> <li>➤ 中古市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式</li> <li>➤ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている</li> </ul> <p>段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p>
------------------	---	--



## 2. 使用済家電の適正管理とトレーサビリティに関するガイドライン素案

項目	ガイドラインA素案 (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	ガイドラインB素案 (適正リユースの促進に資するガイドライン)
契約	<p>消費者にリユース条件を提示した上で、金銭授受の手続き(再商品化等料金の再請求や料金返還など)を含む消費者とのリユース契約を文書化</p> <p>リユース取扱業者へ引き渡す場合、修理・動作確認・販売体制の責任範囲について、引渡先業者と契約上明確化</p>	-
記録管理	<p>以下の項目に関する、小売業者における記録・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 排出者からの引取台数・引取日時</li> <li>➤ 自らリユース品として再販売した場合の販売台数、販売日</li> <li>➤ リユース取扱業者への引渡台数、引渡日</li> <li>➤ 引渡先業者の名称・所在・業種</li> </ul> <p>配送業者に委託している場合には、リユース判断マニュアルを委託先配送業者に説明・配布の上、以下の項目に関し、小売業者が記録・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 家電リサイクル券の発行・回付</li> <li>➤ 配送運転履歴(日時・引渡先)</li> </ul>	-
引渡先における取扱状況の把握	-	<p>以下の項目に関し、小売業者における、リユース品引渡先における取扱状況の把握(必要に応じ、報告の受領)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 引渡先の売残率と適正処理状況</li> <li>➤ 消費者に対する製品安全を考慮した品質保証や取扱説明書の添付</li> <li>➤ 自主的なマニフェストの活用等による個品管理等、トレーサビリティ確保に関する状況</li> </ul>